

令和6年度中部森林管理局事業評価技術検討会（期中の評価及び完了後の評価）
議事概要

- 1 日 時：令和6年7月26日（金） 13時25分～15時20分
- 2 場 所：中部森林管理局 局長応接室
- 3 出席者：事業評価技術検討会 岩永青史委員、小野裕委員、野村直行委員
中部森林管理局 森林整備部長、計画保全部長
治山課長、治山技術専門官、民有林治山係長
森林整備課長、森林整備課課長補佐
技術指導官、造林係長
企画調整課長、監査官（経常）、監査係長
- 4 内 容：事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である期中の評価（民有林直轄治山事業：1地区）及び完了後の評価（森林環境保全整備事業：2地区）の事業の概要・目的及び費用便益分析等の評価項目について説明を行い、これらに対し委員から意見を聴取した。主な意見・質問は以下のとおりである。

（1）期中の評価

・民有林直轄治山事業「岐阜県 板取川地区」

（委員）現行の全体計画より事業量を減少させたということか。

（局）そのとおり。

（委員）事業量の減少に比例して便益及び費用も減少すると思われるが、便益の算定基礎となる単価の上昇や社会的割引率の影響により、便益が増加しているということか。

（局）そのとおり。便益の算定基礎となる単価の上昇に加え、評価実施年度の社会的割引率が「1.0」となるため、前回評価時と比べ各年度における社会的割引率の数値が変化する。これらにより便益が増加した。

（委員）費用について、単価上昇等の社会情勢を加味しているのか。

（局）労務費や資材等の単価の上昇を加味して費用を算出している。

（委員）事業の進捗率 63%は、いつ時点の数値なのか。

（局）変更後の全体計画に対する令和 5 年度末時点の数値である。

（委員）濁水に関する評価について、例えば水質浄化便益として評価しているのか。

（局）事業の実施により水質が浄化されることは、水源涵養便益の中で評価している。

（委員）総事業費等に岐阜県の負担分も含まれているのか。

（局）そのとおり。

（２） 完了後の評価

・ 森林環境保全整備事業「長野県 千曲川下流森林計画区」

（委員）総事業費について、事業実施期間以降の施業に掛かる費用も含まれているのか。

（局）総事業費は、事業実施期間である 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）で要した経費である。また、総費用については、事業実施期間の経費を基に事業費を算出し、事業実施期間以降の施業に要する経費も含め計上している。

（委員）本計画区域内に国立公園等が入っているのか。

（局）そのとおり。

（委員）本計画区域内に国立公園等が入っていること、また事業概要に保健休養便益に関する記載があることを鑑みて、便益として計上して良いと考えるが、今回の評価において便益として計上していない理由はなぜか。

（局）本庁に確認し、回答させていただく。（後日回答した内容については、別紙のとおり）

（委員）アクセス時間短縮等便益やふれあい機会創出便益等を計上することはできないのか。

（局）ご指摘の便益については、新たに林道を開設した場合に便益を計上することになっており、今回は便益の目的のために新たに林道を開設していないため計上していない。

・森林環境保全整備事業「岐阜県 宮・庄川森林計画区」

（委員）事業概要に木材需給量の拡大と記載されているが、いつ時点のものか。

（局）事業実施期間である平成 27 年度から令和元年度時点である。

（委員）総費用について、平成 26 年度の評価時点より約 20 億円増加しているが、なぜ増加したのか。

（局）切捨間伐より作業単価が高い搬出間伐を増加したこと、また、事業実施期間後の保育等に掛かる作業単価が上がったためである。

（委員）事業概要に林道等の路網の一部が災害により通行できなくなったため、見込まれていた経費が計上できなくなり便益が落ちたと記載があるが、災害による影響は一時的であったのか。

（局）災害による影響は、一時的であった。

（委員）災害による影響が一時的であったのならば、その旨、事業概要に記載するべきと考える。

（局）事業概要の記載を修正させていただく。

下記のとおり、委員から出された質問に対し、令和6年8月9日付けで中部森林管理局から回答を行った。

（質問）本計画区域内に国立公園等が入っていること、また事業概要に保健休養便益に関する記載があることを鑑みて、便益として計上して良いと考えるが、今回の評価において便益として計上していない理由はなぜか。

（回答）森林の有する多面的機能のうち、保健・レクリエーション機能、文化機能については、便益の主な算定方法のうち、環境保全便益の中の、保健休養便益で評価を行うことになっている。この評価は森林整備を実施した結果、保健休養の場として人が訪れるようになる場合に評価することとしており、森林環境保全整備事業費で新たにレクリエーションの森の区域を作った場合などが該当する。今回の事業評価期間において、森林環境保全整備事業費により、森林の保健休養の場として整備された実績はないことから、保健休養便益は計上していない。